

- 航空法 (昭和27年法律第231号)
- 公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)
- 軌道法 (大正10年法律第76号)
- 森林法 (昭和26年法律第249号)
- 環境基本法 (平成5年法律第91号)
- 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)
- 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成4年法律第70号)
- 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)
- 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
- 振動規制法 (昭和51年法律第64号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号)
- 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)
- 砂利採取法 (昭和43年法律第74号)
- 消防法 (昭和23年法律第186号)
- 測量法 (昭和24年法律第188号)
- 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
- 都市公園法 (昭和31年法律第79号)
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)
- 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)
- 駐車場法 (昭和32年法律第106号)
- 鉄道営業法 (明治33年法律第65号)
- 鉄道事業法 (昭和61年法律第92号)
- 水路業務法 (昭和25年法律第102号)
- 漁業法 (昭和24年法律第267号)
- 海上交通安全法 (昭和47年法律第115号)
- 海上衝突予防法 (昭和52年法律第62号)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号)
- 船員法 (昭和22年法律第100号)
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (旧船舶職員法)

- (昭和26年法律第149号)
- 船舶安全法 (昭和8年法律第11号)
- 自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)
- 自然公園法 (昭和32年法律第161号)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(平成12年法律第100号)
- 河川法施行法 (昭和39年法律第168号)
- 産業標準化法 (昭和24年法律第185号)
- 技術士法 (昭和58年法律第25号)
- 空港法 (旧空港整備法) (昭和31年法律第80号)
- 計量法 (平成4年法律第51号)
- 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)
- 航路標識法 (昭和24年法律第99号)
- 資源の有効な利用の促進に関する法律
(平成3年法律第48号)
- 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)
- 職業安定法 (昭和22年法律第141号)
- 所得税法 (昭和40年法律第33号)
- 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
- 著作権法 (昭和45年法律第48号)
- 電気事業法 (昭和39年法律第170号)
- 電波法 (昭和25年法律第131号)
- 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(昭和42年法律第131号)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(昭和44年法律第84号)
- 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
- 肥料取締法 (昭和25年法律第127号)
- 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)
- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
(平成17年法律第51号)
- 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)
- 特許法 (昭和34年法律第121号)
- 警備業法 (昭和47年法律第117号)
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(平成15年法律第58号)
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成18年法律第91号)

1 . 1 . 21
官公署等への
手続等

(2) 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしなければならない。

(3) 不適切な契約図書処置

受注者は、当該工事の計画、設計図書及び契約そのものが(1)の諸法令に照らし不適切な場合、又は矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

(4) 個人情報の取扱い

受注者は、当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

(5) 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関して、受注者は、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」及び「東京都サイバーセキュリティ対策基準」と同様の水準での情報セキュリティを確保しなければならない。

なお、受注者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った被害額とする。

(1) 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

(2) 関係機関への届出

受注者は、工事施工に伴う受注者の行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

(3) 監督員への事前報告

受注者は、(2)の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告しなければならない。

(4) 諸手続の提出

受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員に掲示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

(5) 許可・承諾条件の遵守

受注者は、手続に許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

(6) コミュニケーション

受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(7) 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(8) 交渉時の注意

受注者は、国、区市町村その他関係団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を自らの責任において行わなければならない。

また、受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

(9) 交渉内容明確化

受注者は、(1) から (8) までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1 . 1 . 22

**不可抗力による
損害**

(1) 工事災害の報告

受注者は、災害発生後、直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第28条(天災その他の不可抗力による損害)の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害の発生を書面により監督員に報告しなければならない。

(2) 設計図書で定めた基準

契約書第28条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

ア 波浪及び高潮に起因する場合

想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断して、それと同等以上と認められる場合。

イ 降雨に起因する場合(次のいずれかに該当する場合とする。)

- (7) 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上
- (イ) 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上
- (ウ) 連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上
- (エ) その他設計図書で定めた基準

ウ 強風に起因する場合

最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合。

エ 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、

又はそれに準ずる出水により発生した場合

オ 地震、津波及び豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。

(3) その他

契約書第28条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第25条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1. 1. 23

特許権等

(1) 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第7条（特許権等の使用）の規定により発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に監督員と協議しなければならない。

(2) 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

(3) 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1. 1. 24

保険の付保及び 事故の補償

(1) 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に対して、設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

(2) 回航保険

受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

(3) 保険加入の義務

受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「厚生年金保険法」の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(4) 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

なお、法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約を

(5) 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故について責任をもって適正な補償をしなければならない。

(6) 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1か月以内（電子申請方式の場合は、工事請負契約締結後原則40日以内）に発注者に提出しなければならない。

また、工事完了時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。なお、掛金充当実績総括表の確認に際し、監督員から請求があった場合は、速やかに就労状況報告書や工事別共済証紙受払簿（電子申請方式の場合は掛金充当書（工事別））等を提示しなければならない。

(7) 標識の掲示

受注者は、「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

1 . 1 . 25

臨機の措置

(1) 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

(2) 天災等

監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1 . 1 . 26

ICT等の活用

受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督員と協議の上、ICTやBIM/CIM等の取組により、3次元データを活用することができる。

1 . 1 . 27

石綿使用の有無

あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

ア 「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)第8条に基づく、改修工事又は解体工事における、対象工作物その他の施設等の石綿含有建材の使用状況等の発注者からの通知は、特記仕様書による。

イ 事前調査は、工事目的物の施工範囲の全ての箇所において、石綿含有建材の使用状況(材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。)を既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により実施し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出及び説明するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。

ウ 調査の結果、材料の石綿含有が判明しない場合は、設計図書で定めのある場合を除き、監督員との協議による。

なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」(令和3年12月22日基発1222第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は特記仕様書による。

エ イの事前調査及びウの分析調査は、それぞれ厚生労働大臣が定めるものを行う。

オ 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。

カ 石綿含有建材の有無にかかわらず、関係法令等に基づき、事前調査結果を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示する。

1 . 1 . 28

品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、

次に掲げる事項によるものとする。

ア 品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完了、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督員へ提出しなければならない。

イ 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

ウ 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

エ 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士又は1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない

オ 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。

なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

1 . 1 . 29

創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完了時まで監督員に提出することができる。

第2節 着手

1.2.1

工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、原則として、契約確定の日以後速やかに工事に着手しなければならない。

1.2.2

工程表の提出

受注者は、契約書第3条（工程表）に規定する工程表を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1.2.3

施工計画書

(1) 一般事項

受注者は、工事の施工に先立ち、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出し、その内容を遵守して工事の施工に当たらなければならない。

施工計画書は、次に掲げる事項について記載するほか、監督員がその他の項目について補足を求めた場合は追記するものとする。

なお、災害復旧など早急な対応が必要な工事、関係機関協議などの制約条件で施工方法が未確定な工種が含まれている工事、現場作業に先立って工場製作を行う工事などについては、監督員の承諾を得た上で、施工計画書の記載内容を分割し、対象工種の着手前までに提出することができる。

また、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

ア 工事概要

イ 計画工程表（クリティカルパスを明記）

ウ 現場組織表

エ 安全管理（リスクアセスメントの実施、熱中症対策等を含む）

オ 指定機械

カ 主要船舶・機械

キ 主要資材

ク 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）

ケ 施工管理計画（出来高、出来形、品質管理等を含む）

コ 緊急時の体制及び対応（緊急時対策計画書を含む）

サ 交通管理

シ 環境対策（過積載防止対策、汚染土壌対策等を含む）

ス 現場作業環境の整備

セ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

ソ その他

(2) 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書監督員に提出しなければならない。

1.3.1

監理技術者等

(3) 詳細施工計画書

受注者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第3節 施工管理

(1) 主任技術者又は監理技術者

受注者は、「建設業法」第26条第1項及び第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の参加希望申込みがあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係）を有するとともに、適切な資格、技術力等を有し、次の各号に掲げる職務を誠実に履行する者を配置しなければならない。

- ア 施工計画書の作成
- イ 工程管理
- ウ 品質管理
- エ 安全管理
- オ その他技術上の管理
- カ 工事の施工に従事する者の技術上の指導監督

(2) 技術者の交代

配置予定の主任技術者又は監理技術者の変更又は交代については、「東京都交通局工事施工適正化推進要綱」によらなければならない。

(3) 資格者証等の携帯と提示

監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に着けるとともに、監理技術者にあつては、監理技術者講習履歴が裏面に貼付けされた監理技術者資格証を常時携帯し、発注者から請求があった場合には、これを提示しなければならない。なお、監理技術者補佐とは、建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者をい

1.3.2

工事の下請負

(1) 一般事項

受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第14条及び「建設業法」第22条の規定に反する一括下請負、契約書の規程に反するなどの不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。

(2) 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

イ 下請負者が、東京都の工事指名競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

ウ 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

1.3.3

施工体制台帳等の作成、提出等

(1) 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、「建設業法施工規則」（昭和24年建設省令第14号）及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和4年12月28日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

(2) 施工体系図

(1)の受注者は、「建設業法施行規則」及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」に従って、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

(3) 施工体制台帳等変更時の処置

施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1.3.4

工事実績情報の登録

受注者は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に工事実績情報として作成し、コリンズから監督員にメールを送信される「登録のための確認のお願い」を監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、「東京都の休日に関する条例」（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日（以下休日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から「休日」を除き10日以内に、完了時は工事完了後、「休日」を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。

また、登録機関の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が10日間（「休日」を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、工事の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信され、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

(1) 一般事項

受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

(2) 品質管理の測定頻度、出来形管理の測定密度の変更

監督員は、次に掲げる場合、設計図書に示す品質管理測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

ア 工事の初期で作業が定常的になっていない場合

イ 管理試験結果が限界値に異常接近した場合

ウ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

エ 前各事項に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

(3) 整理整頓

受注者は、工事期間中、現場内及び現場周辺の整理整頓に努めなければならない。

(4) 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し、施工現場周辺並びに他の構造物及び施設等へ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

また、影響が生じるおそれがある場合、又は影響が生じた場合には、直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。

また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

(5) 労働環境等の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

(6) 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ち関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡とその対応について、指示を受けるものとする。

1 . 3 . 6
工事測量

(7) 記録及び関係書類

受注者は、発注者が別途定める土木工事の施工管理及び規格値を定めた「土木工事施工管理基準」（交通局）（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、「工事記録写真撮影基準」（交通局）により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成し、保管し、工事完了時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

なお、「土木工事施工管理基準」（交通局）及び「工事記録写真撮影基準」（交通局）が定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真撮影を行うものとする。

(8) 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

(1) 一般事項

受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工所用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異が生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。

また、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

(2) 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な測量標（仮BM）、多角点、基線、法線、境界線の引照点を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合は、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角点測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

1.3.7

施工時期及び 施工時間の変更

1.3.8

建設副産物

(3) 工事中測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。

また、用地幅杭が存在しない場合は、監督員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

(4) 既存杭の保全

受注者は、工事中に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

(1) 工事中時間の変更

受注者は、設計図書に工事中時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

(2) 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に工事中時間が定められていない場合で、官公署の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。

(1) 一般事項

受注者は、建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物、建設発生土等（以下「建設副産物」という。）の対策について、関係法令を遵守するとともに、次に掲げる要綱、指針等に基づき、発生抑制、再使用、再生利用、適正処理の確保等に努めなければならない。

ア 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付国土交通事務次官通達）

イ 建設廃棄物処理指針（平成22年度版）（平成23年3月30日付環境省大臣官房イクル対策部産業廃棄物課長通知）

ウ 東京都建設リサイクルガイドライン及び東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）

エ 東京都建設泥土リサイクル指針

なお、受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事に当たっては、監督員の承諾を得なければならない。

(2) 特定建設資材に係る分別解体

受注者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事である場合には、同法の規定に従い、適正に特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート等）に係る分別解体等を行わなければならない。

また、発生した特定建設資材廃棄物については、設計図書のとおりにより、適正に再資源化等を行わなければならない。

なお、同法に基づき、説明、告知、再資源化等完了報告、再資源化等の記録の保存等の手続きを、発注者の定める様式により適正に行わなければならない。

(3) 再生資源利用（促進）計画書、実施書等の提出

受注者は、関係法令及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に定める内容に従い、再生資源の利用、建設副産物の再資源化及び適正処理に係わる計画並びに当該工事の規模等に応じた関係書類を施工計画書に添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

なお、主な関係書類の取扱い等については、次に掲げる事項によらなければならない。

ア 土砂・碎石・加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は「再生資源利用計画書」を、また、建設副産物を工事現場から搬出する場合は「再生資源利用促進計画書」を作成するとともに、建設副産物の処理の完了後速やかに「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

イ 建設発生土を受入地のある区市町村に一定規模以上搬出する場合は、あらかじめ「建設発生土搬出のお知らせ」を当該区市町村に提出しなければならない。

ウ 関係書類の様式は、ガイドラインに定めるもののほか、監督員の指示による。

(4) 再生資源等の利用

受注者は、建設副産物の再使用、再生利用及び建設発生土・再生碎石・再生加熱アスファルト混合物などの再生資材等の利用を行うときは、設計図書の定めにより適正に行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

(5) 建設泥土等

受注者は、泥土指針に基づき発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

なお、建設泥土等の処理を行う場合は、設計図書の定めにより適正に行わなければならない。

(6) 伐採材及び抜根材等

受注者は、当該工事から発生した伐採材、伐根材等について、設計図書の定めにより、再資源化及び適正処理に努めなければならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

(7) 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を適切に行うため、発注者との連絡調整、現場管理及び施工体制の整備、下請負者や資材納入業者等の協力業者への指導等責任をもって行わなければならない。

(8) マニフェスト等

受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、自らの責任において適正に処理しなければならない。

なお、処理を委託する場合には次に掲げる事項によらなければならない。

ア 運搬と処分について、それぞれ許可業者と書面により委託契約するとともに、契約内容を適正に履行するよう指導監督する。

イ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）（以下「マニフェスト」という。）等で処理が契約内容に沿って適正に行われたことを確認するとともに、マニフェストの交付状況、廃棄物の搬出数量、運搬日等を整理した集計表を作成する。

ウ マニフェスト及び集計表を監督員に提示（集計表は提出。）するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する。

(9) 建設廃棄物の運搬

受注者は、建設廃棄物の運搬に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に従い、運搬車の車体の両側面に産業廃棄物収集運搬車であることの表示をし、かつ、その運搬車に書面を備えなければならない。

(10) 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(11) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続状況や、搬出先が「宅地造成及び特定盛土等規制法」の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(12) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と(11)で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(13) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(14) 汚染土壌等

受注者は、汚染土壌に遭遇した場合は、「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく適正処理について、監督員と協議しなければならない。

また、その他の有害物質等が発生した場合についても、関係法令等に基づく適正処理について、監督員と協議しなければならない。

(15) 実態調査等の協力

受注者は、当該工事が建設副産物に係る実態調査等の対象となった場合には、「1. 1. 9 調査・試験に対する協力」（3）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に従い、対応しなければならない。

(16) 建設副産物情報交換システムへの登録

受注者は、設計図書の定めにより、「建設副産物情報交換システム」に当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムを活用して「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、再資源化施設等の検索及び選択、建設副産物実態調査の情報登録等を行わなければならない。

1 . 3 . 9

過積載の防止

(1) 一般事項

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

1 . 3 . 10

後片付け

1 . 4 . 1

工事中の安全
衛生確保

(2) 法令遵守

受注者は、土砂等の運搬に当たっては、ダンプトラック等の過積載防止を厳守するとともに、関係法令の定めに従い、次に掲げる事項によらなければならない。

ア 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

イ 法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車、さし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないとともに、工事現場に出入りすることのないようにすること。

ウ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。

(3) 過積載の防止及び交通安全の確保

受注者は、土砂等の運搬に当たりダンプトラック等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に照らして、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。

(4) 公正な取引の確保

受注者は、土砂等の運搬を下請負に付する場合には、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結してはならない。

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残がい及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

第4節 安全衛生管理

(1) 安全指針等の遵守

受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」（国大臣官房技術審議官通達）、「建設機械施工安全技術指針」（平成17年3月31日付国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達）、

「港湾工事安全施工指針」（（一社）日本埋立浚渫協会）、「潜水作業安全施工指針」（（一社）日本潜水協会）、「作業船団安全運航行指針」（（一社）日本海上起重技術協会）及びJ I S A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

(2) 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

(3) 安全衛生協議会の設置

監督員が、「労働安全衛生法」第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定により受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

(4) 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、「労働安全衛生法」等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じなければならない。

(5) 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次に掲げる事項から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。

ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ 当該工事内容等の周知徹底

ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

エ 当該工事における災害対策訓練

オ 当該工事現場で予想される事故対策

カ その他、安全・訓練等として必要な事項

(6) 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育、安全訓練、工事事務防止対策等（リスクアセスメントの実施、熱中症対策等を含む）の具体的な安全管理の計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

(7) 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ、工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示するものとする。

(8) 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

(9) 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

(10) 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視又は連絡を行い、安全を確保しなければならない。

(11) 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、所轄消防署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

(12) 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

(13) 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

(14) 現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成し、女性や若手の活躍支援の取組等を進めるとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

(15) 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しなければならない。

(16) 災害発生時の応急措置

受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

(17) 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して、支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

(18) 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。

(19) 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。

(20) 不明の地下埋設物等の処置

受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

(21) 地下埋設物等損害時の措置

受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。

1. 4. 2

施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第33条（部分使用）の適用部分）について、施設管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できる。

1. 4. 3

**地震警戒宣言の
発令等に伴う
措置**

受注者は、次の各事項により地震警戒宣言の発令等に伴う対応策を講じなければならない。

なお、維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て、「緊急時対策計画」の提出を省略することができる。

ア 受注者は、工事着手に先立ち「緊急時対策計画書」を監督員に提出しなければならない。

イ 受注者は、警戒宣言発令等の際、直ちに工事を中止し、「緊急時対策計画書」に従い、必要な措置を講じなければならない。

1. 4. 4

**爆発及び火災の
防止**

(1) 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、次に掲げる事項による。

ア 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、「火薬類取締法」等関係法令を遵守しなければならない。

また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

イ 受注者は、現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入り防止柵、警備装置等を設置し、保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。

1.4.5

事故報告書

1.4.6

交通安全管理

(2) 火気の使用

受注者は、火気の使用については、次に掲げる事項による。

- ア 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- イ 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整備に努めなければならない。
- ウ 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- エ 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに工事事故報告書を提出しなければならない。

(1) 一般事項

受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、又は汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第27条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。

(2) 一般事項

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

(3) 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項に係る計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

(4) 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日付総理府・建設省令第3号、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和37年8月30日付建設省道路局長通知発第372号）、

「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日付国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知国道利38号・国道国防第206号）、「道路工事保安施設設置基準」（昭和40年10月14日付建関道管第756号）及び「道路工事保安施設設置基準」（令和6年2月付国土交通省道路局国道・技術課通知）に基づき、安全対策を講じなければならない。

(5) 工事中道路使用の責任

発注者が工事中道路に指定するもの以外の工事中道路は、受注者の責任において使用するものとする。

(6) 工事中道路共用時の処置

受注者は、設計図書に他の受注者と工事中道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打ち合わせを行い、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

(7) 工事中道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事中道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中道路の維持管理及び補修を行うものとする。

(8) 公衆交通の確保

受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。

また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

(9) 水上輸送

工事の性質上、受注者が水上輸送によることを必要とする場合には、本号の「道路」は、「水門又は水路に関するその他の構造物」と読み替え、「車両」は「船舶」と読み替えるものとする。

(10) 作業区域の表示等

受注者は、工事の施工に当たっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。

また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合は、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

(11) 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。

なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報するとともに、監督員へ連絡しなければならない。

(12) 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、関係機関に通報し、監督員へ連絡しなければならない。

(13) 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、「車両制限令」（昭和36年政令第265号）第3条における、「表1.4-1 一般的制限値」に掲げる一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に規定する通行許可又は道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。

また、「道路交通法施行令」（昭和35年政令第70号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、「道路交通法」第57条に規定する許可を得ていることを確認しなければならない。

表1.4-1 一般的制限値

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5m
長さ		12.0m
高さ		3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量	総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0t）
	軸重	10.0t
	隣接軸重の合計	○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18.0t （ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下の場合は19.0t） ○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上の場合は20.0t
	輪荷重	5.0t
最小回転半径		12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1.4.7

営業線に係わる 安全管理

(1) 作業時間

受注者は、作業時間については、次の事項によらなければならない。

ア 本線内での作業時間は、列車運転終了後から運転開始までとし、後片付けまで終了しなければならない。ただし、監督員の指示がある場合は、これに従わなければならない。

イ 側線及び基地内の線路内作業時間について、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

(2) 列車運行中の本線路内への立入り

受注者は、列車運行中に本線路内へ立ち入るときは、次の事項によらなければならない。

ア 監督員と十分に打合せを行い、その指示に従わなければならない。

イ 必ず列車警戒員を配置しなければならない。

(3) 作業終了時の措置

受注者は、作業終了時には、次の事項を遵守しなければならない。

ア 構造物、工作物、仮設物等が建築限界を侵していないこと、軌道状態が列車の運行に支障がないことを確認しなければならない。

イ 列車の風圧、振動等によって移動するおそれのある仮設物・機器等は取り除くか、防護措置を講じなければならない。

(4) 安全対策

受注者は、旅客施設を使用する場合には、第三者に損害を及ぼさないよう、十分な安全対策を講じなければならない。

1.4.8

現場の整理整頓

受注者は、工事施工中、作業場内の通行及び保安上の障害を防止するため、搬入工事用資機材の整理・整頓、及び使用済の資機材の速やかな搬出などにより、作業場内を常に整然としておかななければならない。

第5節 監督員による確認及び立会い等

1.5.1

監督員による 確認及び立会い 等

(1) 監督員の立会い

監督員は、工事が契約図書どおりに行われているか否かの確認をするために、必要に応じて、工事現場又は製作工場に立入り、立会い又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(2) 確認、立会いの準備等

受注者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督員が、製作工場において立会い及び監督員による検査（確認を含む。）を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

(3) 確認及び立会いの時間

監督員による検査（確認を含む。）及び立会いの時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りではない。

(4) 遵守義務

受注者は、契約書第8条（監督員）第2項第3号、第12条（工事材料の品質及び検査等）第2項又は第13条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第1項若しくは同条第2項の規定により、監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む。）に合格した場合であっても、契約書第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）及び第30条（検査及び引渡し）に規定する義務を免れないものとする。

(5) 段階確認

段階確認は、次に掲げる事項に基づいて行うものとする。

ア 受注者は、「表1.5-1 段階確認一覧表」に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。

イ 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に書面により行わなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

ウ 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完了時まで監督員へ提出しなければならない。ただし、既済部分検査及び中間検査の対象工種については、当該検査時まで監督員へ提出しなければならない。

エ 受注者は、完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう、監督員に十分な機会を提供するものとする。

(6) 段階確認の臨場

監督員は、設計図書に定められた段階確認において、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を監督員に提示し、確認を受けなければならない。

表 1.5.1 段階確認一覧表

種 別	細 別	確 認 事 項
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工 (掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・ 路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時
締め改良工	サンドコンパクションパ イル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時(打込杭) 掘削完了時(中掘杭) 施工完了時(中掘杭) 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時 本体設置前 (オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマ チックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時

鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工（重要構造物）		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防堰堤		法線設置完了時
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 RC躯体工		杓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）
ポストテンションT（I） 桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立て完了時（工場製作除く）
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 （保工変化毎）
トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時

鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー 穿孔工	フーチング定着アンカー 穿孔完了時
	鋼板取付け工 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー 完了時
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時
	現場塗装工	塗装前 塗装完了時
ダム工	各工事ごと別途定める	

1.5.2

工事関係者に 対する措置請求

発注者又は監督員は、現場代理人、主任技術者等が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第6節 検査

1.6.1

工事完了検査

(1) 一般事項

受注者は、完了届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。

- ア 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示される全ての工事が完了していること。
- イ 契約書第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第1項の規定により、監督員の請求した改造が完了していること。
- ウ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図面等の資料の整備が全て完了していること。
- エ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

(2) 完了届の提出

受注者は、契約書第30条（検査及び引渡し）の規定により、完了届を監督員に提出しなければならない。

(3) 検査日の通知

発注者は、工事完了検査に先立ち、監督員を通じて受注者に検査日を通知するものとする。

1.6.2

既済部分検査等

(4) 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。

ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

イ 工事管理状況に関する書類、記録、写真等

ウ 週休二日の履行状況

(5) 手直しの指示

検査員は、手直しの必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて手直しの指示を行うことができる。

(6) 適用規定

受注者は、当該工事完了検査については、「1.5.1 監督員による確認及び立会い等」(2)を準用する。

(1) 一般事項

受注者は、契約書第38条(部分払)第1項の規定による部分払の確認の請求を行った場合は既済部分検査を契約書第39条(一部しゅん功)の規定による工事の完了の通知を行った場合は一部しゅん功検査を受けなければならない。

(2) 部分払いの請求

受注者は、契約書第38条に規定する部分払請求を行うときは、(1)の検査を受ける前に、工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

(3) 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立ち、監督員を通じて受注者に検査日を通知するものとする。

(4) 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。

ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

イ 工事管理状況に関する、書類、記録、写真等

(5) 手直しの指示

受注者は、検査員の指示による手直しについては、「1.6.1 工事完了検査」(5)の規定に従うものとする。

(6) 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、「1.5.1 監督員による確認及び立会い等」(2)を準用する。

(7) 中間前払金の請求

受注者は、契約書第37条の2(中間前金払)に規定する中間前金払の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.6.3

中間検査

(1) 一般事項

受注者は、工事の施工途中でなければその検査が不可能なとき、又は著しく困難なときは、それぞれの段階において、発注者に検査の請求をしなければならない。

(2) 中間検査の請求

受注者は、(1)の検査を受ける前に、中間検査の目的物に関する資料を作成し、督員に提出しなければならない。

(3) 検査日の通知

発注者は、中間検査に先立ち、受注者の意見を聴取した上で、監督員を通じて受注者に検査日を通知するものとする。

(4) 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、中間検査の工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。

ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

イ 工事管理状況に関する、書類、記録、写真等

(5) 手直しの指示

受注者は、検査員の指示による手直しについては、「1.6.1 工事完了検査」の(5)に従わなければならない。

(6) 適用規定

受注者は、当該中間検査については、「1.5.1 監督員による確認及び立会い等」(2)を準用する。

1.6.4

しゅん功図書

受注者は、工事完了の際には出来形測量を行い、その測量結果に基づいてしゅん功図を作成し、設計図書により義務付けられた資料と合わせて監督員に提出しなければならない。

第2章 土木材料編

第1節 一般事項

2.1.1

環境への配慮 及び一般事項

(1) 環境への配慮

受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）並びに「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針」により、環境負荷を低減できる材料の使用を積極的に推進するものとする。

ア 一般事項

受注者は、設計図書で指定する特別品目等は、原則として使用しなければならない。

イ 特別品目等の検討

受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない材料においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。ただし、その使用に当たっては、事前に監督員の承諾を得ること。

なお、特別品目等が使用可能かは、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。

(2) 一般事項

ア 工事に使用する軌道材料は、その品質及び規格等について、設計図書の定めによるほか、「軌道材料仕様書」（東京都交通局）によらなければならない。

イ 本編に規定のない工事に使用する一般材料は、その品質及び規格について、設計図書の定めによるほか、「土木材料仕様書」（東京都建設局）の規定によらなければならない。

ウ 前項アイにおいて規定された材料を除き、JIS規格、JAS規格または土木学会制定のコンクリート標準仕様書に規定されている材料については、これによるものとする。

エ ただし、監督員が承諾した材料および設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

第2節 工事材料の品質及び検査

2.2.1

工事材料の品質

(1) 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備及び保管し、監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

また、設計図書において、事前に監督員の検査（確認を含む。）を受けるものと指定された材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査（確認を含む。）を受けなければならない。

(2) 中等の品質及び同等以上の品質

契約書第12条（工事材料の品質及び検査等）第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、検査員及び材料検査を行う監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は検査員及び材料検査を行う監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

(3) 試験を行う工事材料

受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

(4) 見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督員の試験又は確認及び承諾を得て使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

(5) 検査の基準

受注者は、工事に使用する材料等の検査について、設計図書の定めによるほか、発注者が別途定める「材料検査実施基準」によらなければならない。

2.3.1

管理

2.3.2

請求及び清算

(6) 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により、工事材料の使用が不適當であると監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

第3節 支給材料及び貸与品

(1) 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第14条（支給材料、貸与品及び発生産品）第9項の規定により、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(2) 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

(1) 一般事項

受注者は、契約書第14条（支給材料、貸与品及び発生産品）第1項の規定により支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質又は規格若しくは性能を記した請求書を、その使用予定日の14日前までに監督員に提出しなければならない。

(2) 引渡場所

契約書第14条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書の定め又は監督員の指示によるものとする。

(3) 返還

受注者は、契約書第14条第10項の「不用となった支給材料又は使用目的が終了した貸与品」の規定により返還する場合、監督員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

(4) 支給材料内訳書

受注者は、工事完了時（完了前に工事工程上、支給材料の清算が可能な場合は、その時点）に、「支給材料（請求、受領・返納）内訳書」を監督員に提出しなければならない。

(5) 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(5) 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

(7) 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

第4節 工事現場発生材

2.4.1

発生材の引渡し

(1) 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生材について、「発生材報告書」を作成し、設計図書の定め又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

(2) 設計図書以外の現場発生材の処置

受注者は、(1)以外のものが発生した場合は監督員に通知し、監督員が引渡しを指示したものについては、「発生材報告書」を作成して、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

第5節 鉄筋コンクリートセグメント

2.5.1

一般事項

(1) 適用範囲

本節は、シールドトンネルで使用する鉄筋コンクリートセグメント（以下「セグメント」という。）に適用するものとする。

受注者は、セグメント（ボルト、ナット等を含む。）の製作を、この条文及び設計図に基づいて行わなければならない。

なお、本条文に明記のない事項については、次の各示方書類を適用するものとする。

- 「コンクリート標準示方書〔規準編〕」（土木学会）
- 「コンクリート標準示方書〔設計編〕」（土木学会）
- 「コンクリート標準示方書〔施工編〕」（土木学会）
- 「トンネル標準示方書〔シールド工法編〕・同解説」（土木学会）
- 「鉄道構造物等設計標準・同解説 シールドトンネル」（鉄道総合技術研究所）

(2) 製作計画書

受注者は、セグメントの製作に先立ち、次の各号を記載した製作計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

なお、受注者は、曲線及び蛇行修正用テーパセグメントの製作要領についても併せて記載しなければならない。

- ア 製作会社及び工場
- イ 製作図
- ウ 製作要領書
- エ 継手金具製作計画書
- オ 試験及び検査要領
- カ 製作工程表
- キ その他必要な事項

(3) 製作会社及び工場

受注者は、セグメントの製作に先立ち、鉄筋及びコンクリート用材料の置場、各材料の正確な計量装置、コンクリート打設作業場、鉄筋及び型枠の組立場、養生設備、材料試験設備、仮組立用定盤等の設備を有し、セグメント製作上の各種の品質管理及び工程管理が完全に行われる機構とシールド工事の作業工程に十分見合う製作能力を有する製作会社及び工場を選定しなければならない。

(4) 継手金具製作

受注者は、セグメントの継手金具を、十分な経験を有する製作会社及び工場において所定の精度を保持しつつ、製作しなければならない。

また、継手金具製作計画書には次の各号を記載しなければならない。

- ア 製作会社及び工場
- イ 製作要領書
- ウ 試験及び検査要領
- エ その他必要な事項

(5) 試験及び検査要領

受注者は、試験及び検査要領を「2. 5. 4 試験及び検査」で定める事項により作成しなければならない。

(6) 設計図の変更

受注者は、セグメントの製作上の都合により設計図面を変更する必要がある場合においては、監督員と協議しなければならない。

(7) 試作

受注者は、製作計画書により、セグメントの試作を行わなければならない。

また、試作したセグメントについては、試験及び検査要領により、監督員の立会いの下、製品検査、仮組立検査及び載荷試験を行わなければならない。

なお、鉄筋かごの組立状態については、監督員の確認を受けなければならない。